

令和元年度社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会（第2回）議事概要

【出席者】 打越委員、佐伯委員、佐藤委員、横山委員、吉岩委員

【日時】 令和元年8月8日（木）13：00～15：00

【場所】 TKP 新橋カンファレンスセンター ホール 11A（東京都千代田区内幸町 1-3-1）

【議事次第】

I 開会

II 議事

- (1) 第1回の検討結果及び本日の論点について
- (2) 動物愛護管理法の改正について（報告）
- (3) アンケート調査の実施について
- (4) ケーススタディの実施について
- (5) その他

III 閉会

【議事概要】

○（事務局） ただ今より、「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会（第2回）」を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。議事に入るまでの進行役を務めます、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長補佐の松本と申します。よろしく願いいたします。

開会にあたり、動物愛護管理室長の長田よりご挨拶を申し上げます。

○長田 動物愛護管理室長の長田でございます。本日は大変暑い中、第2回目の社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会にお集まりいただき、ありがとうございます。

前回、3月の開催から少し間があきましたが、この間に打越座長をはじめ、委員の先生方ともご相談をさせていただきながら、第2回の準備をしてきたところです。

後ほどご説明させていただきますが、先の通常国会の中で、7年ぶりの動物愛護管理法の改正が行われ、6月19日に改正法が公布され、公布から1年以内に施行になっております。今回の改正では、主に動物取扱業の更なる適正化と、動物取扱業以外の国民全体を含めた動物の不適切な取扱いへの対応を強化していくことの2点が、主な改正事項に盛り込まれてきたところでございます。多頭飼育の問題に関しても、例えば不適正な飼養による繁殖が行われる場合の繁殖制限が努力義務から義務になるなど、様々な改正が行われたわけですが、前回の会議の議論の経過を考えるとわかりますとおり、法律は道具ではあるので有効に活用していくことは重要ではございますが、法律だけで簡単に解決できるような問題ではないという認識も持ち合わせております。生活環境の改善の問題、動物そのものの状態の改善、更には飼い主への支援などの視点から、最終的に現場で個々の事案への対応や、あるいは包括的な対策に取り組む際に、実際に使えるガイドラインにしていくと

ということが、この検討会の最大のミッションだと思っております。今日は主に実態の把握に向けたアンケートとケーススタディについて事務局の考え方をご説明し、委員の先生方からご意見をいただきたいと思いますと思っております。

時間が限られておりますが、是非忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○（事務局） まず、本日の出席者の皆様をご紹介します。配布資料のなかに出席者名簿として委員と事務局等の名簿がありますのでご覧ください。検討委員会は6名を掲載しておりますが、本日、東邦大学看護学部教授の岸委員は所用につきご欠席となっております。また、あいわクリニックの院長で精神科医の横山委員は、前回ご欠席であったところ、今回ご出席していただいておりますので、改めてご紹介いたします。よろしくお願いいたします。その他、オブザーバーとして、厚生労働省政策統括官付政策統括室の馬上班長にもご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の皆様も多数おられますが、お願いごとがあります。本日の検討会におきまして、写真撮影は会議の冒頭のみとさせていただきます。議事の進行の妨げ等になりますので、会議中の写真撮影等はお控えくださいますよう、よろしくお願いいたします。あわせて携帯電話の電源を切るかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。

次に、配布資料の確認を行います。

（資料確認）

では、この後の議事進行について、打越座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○打越 打越でございます。本日も充実した議論ができるように、どうぞよろしくお願いいたします。

最初の表紙のページにありますとおり、今日の議事進行を簡単に確認してから事務局に説明をしていただこうと思います。今日のテーマ、議事の一つ目では前回の議論の結果の振り返りと本日の検討会の位置づけを確認し、また、動物愛護管理法が改正された直後ということもあり、多頭飼育問題に関わる動物愛護法改正について説明していただくのが議事の二つ目となります。(1)と(2)は、基本的に報告を聞くかたちにして、メインは3つ目のアンケート調査の実施についてとなります。都道府県、政令指定都市、中核市に対して、多頭飼育の事案についての情報収集と、その対策としてどのようなことをしているのか、情報収集ではどのような項目を聞くべきかを検討することを、本日のメインのテーマとしたいと思います。こちらに1時間近くかけたいと思っております。そのうえで、「(4) ケーススタディの実施について」というところが、既に多頭飼育について何らかの対策を始めている三つの自治体の事例について調査の状況をご報告いただき、「(5) その他」で、何かあれば検討するという流れになっております。

(1) 第1回の検討結果及び本日の論点について

○打越 それでは早速、議事に入りたいと思います。(1)について事務局より説明をお願いいたします。

○(事務局) 環境省動物愛護管理室の雨宮と申します。資料 1-1 をご覧ください。第 1 回の検討結果と本日の論点についてでございます。第 1 回の検討会は平成 31 年 3 月に開催し、議題としては、この検討会の背景と趣旨を事務局から説明するとともに、委員の皆様にご本人から説明をしていただきました。また、多頭飼育問題に関わる論点整理として、打越委員の資料をもとに、不適正な多頭飼育については多面的な切り口があること、対応にあたっては担当者が自ら考え、多様な関係者と連携をしていかなければならないこと等についてご説明をいただきました。最後に、社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に向けた課題整理として、総合的な議論していただきました。

内容としては、本検討会の目的、考え方として、社会福祉施策と連携した不適正な多頭飼育への対応に関するガイドラインの作成に向けて三つの観点、すなわち周辺的生活環境の改善、動物虐待の改善、飼い主への支援の観点を踏まえて検討をしていくという、基本的なことについて事務局よりご説明し、了承いただきました。

また、委員から出された意見としては、多頭飼育の多数の事例を把握・類型化して解決方法を導くことに加えて、関係者が連携して対応する体制づくりについても、ガイドラインに入れる必要があるのではないかということや、多頭飼育の背景や要因を充分把握したうえで、予防策を含めた解決方法を考える必要があるということ、孤立した背景のなかで経済的、関係的困窮が複雑に絡み合いながら複雑化していく中で、地域としての対応を考えなければならないということ、課題が顕在化してから対応することの他に、潜在的な環境を察知し、早期アプローチできるかが重要であること、飼育者も劣悪な環境で生活しているケースが多くなり、動物の状態や命に焦点をあてるだけでなく、その人の福祉としても課題を認識しなければ対応が進まないのではないかというご意見をいただきました。

資料 1-2 をご覧ください。こうしたことを踏まえて、事務局で提案した事業計画についてご議論いただき、事業計画では令和 2 年度中のガイドラインの策定を目指し、検討会を開催しつつ、まずは、複雑化し、多面的要素を持つ多頭飼育について、どういった事例があるのか把握するためのアンケート調査、あるいは自治体の取組を調べるためのケーススタディを実施していくということについて、了承いただいております。前回資料からの変更点としては、ケーススタディを実施する自治体について、長野県、川崎市のほかにもう一箇所としていましたが、新潟県に取り組んでいただくことになりました。ガイドラインの中身としては、要因の洗い出しのほか、予防策と対応策に分けてガイドラインを作ること、関係機関の立場・役割分担の整理をして、動物愛護管理部局から見えやすくする必要があります。個別の事例や自治体に対する実際の対策を調査するケーススタディなどから、現場の工夫や課題を克服するための事象のリストアップをして、対応のコツを示していく

いという話をしております。

資料 1-1 に戻り、本日の論点であります。先ほど打越座長からお話しがありましたとおり、不適正な多頭飼育対策に係る自治体の状況と、自治体が把握している不適正な多頭飼育の個別事例について把握するために、どのようなアンケートを実施すべきか、また、三つの自治体で実施するケーススタディや今後の計画についてどのような事項に留意すべきかについて、ご議論いただきたいと思います。

○打越 ありがとうございます。前回の振り返りと全体の見取り図といったところですが、特に質問等がなければ、次の動物愛護法の説明にいきたいと思いますが、何かございませんか。

よろしいようですので、引き続き、事務局より議題 2 の説明をお願いいたします。

(2) 動物愛護管理法の改正について (報告)

○(事務局) 資料 2-1 をご覧ください。改正動物愛護管理法の概要の中で、本検討会の関係する部分について抜粋した資料になります。2 ページに、今回の改正法全体の概要のうち、不適正な多頭飼育に係る部分を赤字で書いております。主な改正内容の 1 番として、動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化であるとか、3 番の動物の適正飼養のための規則の強化のところ、繁殖防止の義務化であるとか都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査の規定、あるいは虐待に対する罰則の引き上げ、自治体における動物愛護管理担当職員の拡充、獣医師による虐待の通報の義務化、関係機関の連携の強化といったことがあります。次のページに、今回の改正法の施行日は三段階あるところ、今ご説明した内容に係る部分の施行は公布から 1 年以内であり、来年の 6 月までに施行となっています。飼養・保管の基準について、環境省で定めている家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物の基準がありますが、今回の法改正により、これらの基準を飼い主が遵守する責務があるということが明確化されました。

次のページ、繁殖制限措置については、これまで努力義務であったところ、講じなければいけないという形で、義務化されております。また、動物の適正飼養のための規制強化として、都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査の規定について、不適正飼養等により生活環境が損なわれていると認めるときは、原因者に対し指導、助言を行うことができることされており、原因者全般への指導権限が付与されております。これまで、多頭飼育者に限定されていたこの規定については、多頭飼育に限定しない全ての飼い主に対して適応されるよう改正されたとともに、いわゆる餌やりさんなど、飼っていない方たちにも、この規定が適応されることになりました。また不適正飼養者への立入権限の付与として報告徴収、立入検査の権限が規定されております。

次のページは、罰則の強化でございます。ネグレクトを含む虐待について罰則の強化が図られており、赤字の部分が強化されたところになります。動物の虐待について、法律の

本文の赤字部分に例示が書かれており、これまで環境省でも通知などで示していたものになりますが、これが改めて法律に位置付けられたということです。

次のページで、動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化がなされています。特にこの検討会に関係が深い部分として、動物愛護管理行政を担う、都道府県、政令市、中核市以外の一般の市町村についても、こうした職員を置くように努める努力規定が追加されています。社会福祉部門については基礎自治体に担当職員が置かれている一方で、動物愛護の担当職員が置かれていないという状況であるので、こうしたことも関係してくるかと考えております。その他、「みだりに殺された、傷つけた、虐待されたと思われる動物を発見した際に、獣医師は遅滞なく都道府県等に通報をしなければならない」として、努力義務から義務化が図られております。また、関係機関の連携の強化として、自治体の動物愛護管理部局において、公衆衛生又は福祉に関する業務の担当部局、民間団体との連携を強化すること、地域における犬猫等の動物の適正な管理に関する情報提供、技術的助言をすることとなっております。

次のページは、改正法の附則です。関係する部分として、赤い四角い枠で囲まれている部分をご覧ください。9条1項において、多数の動物の飼養又は保管の状況を勘案し、周辺的生活環境の保全等に係る措置の在り方について検討すること、下に行きまして、第2種事業者（譲渡団体）への譲渡に係る適正指導の周知ということで、一般の飼い主だけでなく、譲渡団体の多頭飼育も、中には問題としてあげられる場合があるということです。また、虐待事例の分析評価、自治体の人材育成、連携強化、普及啓発、諸外国のアニマルウェルフェア及び脊椎動物の苦痛の感受性の調査研究、制度運用事例等の収集・整理、特に5つの自由に配慮した制度の理解の浸透、周知ということで、より動物の福祉に配慮した対応が求められるということでございます。以上です。

○打越 ありがとうございます。私もまだ新しい動物愛護法を諳んじられるような状況ではないのですが、多頭飼育問題に関わるということで説明をしていただきましたが、関連して質問がある方はおられますか。

私から一つ、資料2-1の9ページの最後に、指定都市及び中核市以外の市町村についても、改正において努力規定が入っていますが、多頭飼育問題に関しては、特に地域の草の根の情報が重要ということで、市町村の協力が不可欠になってくるかと思えます。また、福祉部局も、地域福祉は市町村が主役となっているので、ここが重要だと思うとともに、最後のページの附帯決議で、第2種事業者（譲渡団体）に対する適正指導の周知についても入り、一般の飼い主で動物をため込んでしまう方だけではなく、保護活動をしていたのがうまく立ち回らなくなってしまうということもあります。

本来は一般の飼い主を社会福祉の観点から支援するのがこの検討会のテーマですが、ここは結構重なる可能性もあると思えます。令和2年度末までにガイドラインを作るということは、この法律が既に走り出していますので、これまでの動物愛護管理法の枠組みで多頭飼育対策のガイドラインを作るだけではなく、新しい法の枠組みにも使えるもの

にしていくという、少しハードルが上がるように思いますが、そういった解釈でよろしいでしょうか。

○（事務局） ご指摘のとおり、新しい改正法にも対応したガイドラインを作りたいと考えております。環境省としては、この事業を改正法の受け皿というか、対応の一部として考えております。

○打越 動物愛護管理法の全体は、動物愛護部会のほうで、改正について本格的な議論がこれから始まると思いますが、現時点で委員の方々から他に聞いておきたいことはございませんか。

大丈夫そうですので、追々ということで、本日のメインの議題に入りたいと思います。

（3）アンケート調査の実施について

○打越 議事（3）で、全国の多頭飼育に関する事例の収集と、それに対する自治体側の体制整備の状況について集めるためのアンケート調査を行うということで、その案について事務局から説明をしていただきます。こういったアンケートは、事務局の方で作ってしまって、自治体に配布して回収し、集計した結果について会議で議論するというのが通常の流れですが、今回はアンケートそのものを、委員の知見を引き出しながらよいものにして、各自治体に情報提供をしてもらおうという趣旨だと思いますので、しっかりと議論したいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○（事務局） 事務局の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

では、資料3、アンケートの調査概要からご説明させていただきます。打越座長からご説明があったとおり、アンケートの調査目的は、都道府県、政令市、中核市で取り組んでいる多頭飼育対策について事例の収集を行い、福祉部局などと連携した多頭飼育対策を進める際に活用できるガイドライン策定に向けた基礎情報とします。このアンケートは二本柱で行います。「5. アンケートの構成」にあるように、自治体で具体的にどのような対策を行っているのか、他部署、他機関との連携がどうなっているかを把握する Q1 と、自治体が把握している不適正な多頭飼育の個別事例を収集する Q2 の二本柱で行いたいと思っております。

調査対象は 125 自治体で、調査時期については、この検討会での意見を踏まえ、また事務局にて内容を検討・整理して、再度委員に最終確認いただいたうえで、アンケートを実施しようと思っております。概ね 9 月上旬からアンケートの配布を始め、締切が 9 月の下旬から 10 月、集計取りまとめが 10 月からということで、次回、11 月下旬に予定している第 3 回検討会で、速報をお知らせできればと思っております。調査方法に関しては、各自治体の動物愛護管理部局を窓口にし、実施したいと思っております。

では、次のページの具体的なアンケートの内容について、簡単にご説明させていただきます

ます。最初のほうが、自治体の体制や連携等の状況についての設問です。2 ページ目の「Q1 多頭飼育対策に関わる自治体の状況について」では、(1)が各自治体における犬猫の多頭飼育の届出の義務付けの有無を尋ね、義務付けがある場合は、犬が何頭以上、猫が何匹以上、または犬猫合わせて何頭以上かを尋ねる設問です。(2)が「自治体における不適正な多頭飼育に対する対応の状況」で、これは環境省で行っている調査と同じですが、苦情の件数について、平成 30 年度の不適正な多頭飼育（犬・猫 2 頭以上）に関する苦情の件数を回答していただきたいと思っております。

3 ページ目の (3) では、「自治体における不適正な多頭飼育に対する対応の状況」として、各項目に示す取組内容について、現状の実施状況に当てはまる選択肢の番号を記入していただきます。「1.実施済み」「2.未実施だが実施に向け取組んでいる」「3.未実施であるが実施について検討中」「4.未実施であり取組の予定はない」といった選択肢から、3～5 ページにあるように、例えば、行政組織内の情報の共有が行われているのか、行政組織内の会議体はどうか、社会福祉協議会や民生委員、自治会、獣医師会、動物病院、動物愛護推進員、動物愛護団体・ボランティア、警察、その他の機関との連携について、回答をいただきたいと思えます。その際に、「1.実施済み」と回答があったものについては、例えば行政組織内の会議体の開催なら、それが不定期に開催されているのか、定例化されているが制度化はされていないのか、定例化され、会議体の開催が制度化されているのか、という選択肢を回答していただくことを検討しております。

5 ページ目の項目番号 13 番以降は、「13 多頭飼育に関する市民向けの普及啓発媒体の配布」「14 不適正な多頭飼育対策として動物の一時保護」「15 早い段階での不妊去勢手術の普及啓発」「16 早い段階での不妊去勢手術への公的な助成支援」「17 行政組織幹部・地方議会議員への説明・協力依頼」「18 不適正な多頭飼育者の定期的な個別訪問」「19 不適正な多頭飼育者のメンタルケア」「20 不適正な多頭飼育の防止に向けた自治体職員向けのガイドライン・手引きなどの策定」「21 都道府県内の市町村への不適正な多頭飼育の研修」の実施状況を回答していただきます。21 については都道府県のみ回答していただくことになっております。また、「その他」として、上記の項目にはない事項での連携を行っている場合は、自由回答として記入していただくことにしております。

(4) は、動物愛護部局が抱えている不適正な多頭飼育に関する課題について、当てはまる度合いを 5 段階で回答していただく設問です。項目は、「1 不適正な多頭飼育状態に関する情報が入ってこない」、「2 不適正な多頭飼育者とのコミュニケーションができない」、「3 不適正な多頭飼育者が動物の所有権を手放さない」、「4 動物を一時収容する施設・スペースがない」、「5 連携できる民間動物病院が少ない」、「6 連携できる動物愛護団体・ボランティアが少ない」、「7 福祉部局との連携・協力体制が不十分である」、「8 その他」、選択肢としては、「該当する」「ある程度該当する」「どちらとも言えない」「あまり該当しない」「該当しない」という 5 段階で回答をしていただくことを想定しております。

○打越 それでは都道府県、政令市、中核市に向けて、Q1 として質問する、おたくの自治

体ではどんなことをしていますか、どのくらいのことが今できていますか、という質問ですね。自治体の行政の現場のことを知っている人であれば、とてもじゃないけど、どんどんやっていますという答えが出てくる自治体はなかなかないだろうと分かると思うのですが、それでも選択肢を示しながら、どのようなことをやっているのかを少しでも聞き出していければというところだと思います。質問は、(1)多頭飼育の届け出条例をつくっているか、(2)苦情件数がどうなっているか、(3)どのような対策を講じているか、(4)実際やろうと思ったときに何が足かせに、課題になっているか、という流れになっています。自治体の取組に関して、本当はもっとこのようなことをやっているのではないかとか、質問の仕方をこういう風に変えたほうが答えられるのではないかとか、実際に進まない理由、課題にはもっといろいろな事情があるのではないかと、ということ、各委員より出して頂きたいと思います。1分程度見直して頂いて、順にご意見を聞いていきたいと思いますので、お目通しをお願い致します。

それでは、自治体の行政の体制に関するところですので、私の右側におられる吉岩委員から伺うのがよいのではないかと思います。Q1の範囲内でご意見があればお願いします。○吉岩 回答を書く身になって、5ページの設問15、16について教えていただきたいのですが、「早い段階での」をどう捉えればよいのかわかりません。川崎市では、不妊去勢手術が必要ですという普及啓発はしていますが、それは若い猫でもある程度の年齢になっても関係なく、必要性を普及啓発していますし、猫の不妊去勢手術の助成等も行っていますが、これも早い段階でもある程度の年齢がいった猫でも助成していますので、少し答えに悩むかなと思います。

また、設問17の「行政組織幹部」も、何を指しているのかわからず、市長や副市長のことかとも思うのですが、基本的には、個々の事例で市長、副市長にまで説明に入るということはありません。報道が出るとか、違反して告発するとか、とても大きなことになれば説明しますが、通常の個々の事例までは説明しません。「幹部」はどこまでを指すのかなと思いました。それから、5ページの(4)の設問5、「連携できる民間動物病院が少ない」については、獣医師会を入れてもよいのではないかとということも気になりました。あとは特にありません。

○打越 また何かあったら、後ほどよろしく願いいたします。今、獣医師会の話が出たので、佐伯委員はいかがでしょう。行政の体制についてですが。

○佐伯 Q1の自治体の取組について、重箱の隅をつつくようなことかもしれませんが、届け出の状況が犬猫に限定されていますが、件数は少ないかもしれませんが、多頭飼育の中にはウサギがいたり、場合によっては鳥類なども考えられます。それを現在の行政で把握できているかは別として、多頭飼育についての問題は犬猫に限定したことではないのではないかとということが一つです。

それから、私も、先ほどのご意見と似たところを少し疑問に感じたのですが、5ページの(3)の設問15、16で「早い段階」というのが、おそらく出産してしまう前の段階で防ぎたい

ということで、性成熟する前の早期不妊ということなのだろうなと思いましたが、「早い段階」というのはどういう意味があるのかということ。また、設問 16 の公的な助成支援については、さまざま市町村や都道府県で行っていると思うのですが、ここでいうところの対象は、飼育されている動物のことを指しているのか、それとも野良猫、地域猫といったものに対する対策のことを指しているのか。おそらく現場でも 2 つの方向性があるのではないかと思います。

(4)については、2 つ疑問があります。1 つは、「民間動物病院」というところで、まず動物病院というのは基本的に民間ばかりです。大学、例えば大阪府立大学の附属病院は公立とは言えなくもないですが、基本的に、人間の病院と違って、みな民間が基本です。それから、医療法人ではなく、あくまでも民間ということなので、連携といった場合、下世話な話ですが、経営ということもありますので、ボランティアでどこまで協力してほしいと言えるか、個々の動物病院がボランティアで行政の対応にどこまで協力するかというのは、なかなか難しいところがあります。そこで、公益団体である獣医師会があるわけなので、獣医師会としてそういったことに対応して、獣医師会内でそこに対する補填をするということが一般的に行われているような対応ではないかと思います。ですので、「民間動物病院が少ない」という聞き方では少し答えにくいのではないかと、あるいは、動物病院という文言は残すとしても、獣医師会という文言を入れる別の項目を作って頂いたほうが、実際の現場の対応を反映しているのではないかと思います。以上です。

○打越 ありがとうございます。今回初参加ですので、横山先生に質問するのは最後にしまして、先に佐藤委員、行政の体制に関するところでご意見ありますでしょうか。

○佐藤 佐藤です。よろしくお願いいたします。まずは、こちらのアンケートの案は、非常に広い視野から考えて頂いているなと申し上げたかった。そこを踏まえてお話をさせて頂きたいと思います。

3 ページの(3)の「対応の状況」で、各機関との情報共有、例えば、「1.行政組織内の情報共有」「2.行政組織内の会議体」は意味がわかりますが、社会福祉協議会や民生委員といったところでの連絡体制というのが、この文言だけでは曖昧さが残るかなと思います。どこからどこまでを連絡という部分で認識すればよいのかといったところでは、電話一本でも連絡体制なのかどうなのかということもありますし、この電話という言葉がニュアンスとしてしっくりくるのかどうかというのがあります。私たちがよく使うのは「共有」という言葉です。情報共有であるとかケース共有であるとか、そういうところまで含めた部分を「連絡」と認識すればよいのかなと考えています。

5 ページで、皆様から意見がいろいろあったとおり、「早い段階」という表現には、やはりニュアンス的にいろいろな幅があるのかなと思います。設問 16 の「不妊去勢手術への公的な助成・支援」は、手術への助成はもちろんあるのですが、例えば、手術にもっていくまで、というか、運んでいく手段にアクセスができない人に対しては、何かやりようがあるのかなと思います。この質問に入れられるかどうかはもちろんあるのですが。

また、設問 19 の「不適正な多頭飼育者へのメンタルケア」で気になったのが、多頭飼育者への、例えば問題が解決するまでのメンタルケアというところが、一般的にはイメージしやすいと思うのですが、最近ちょっと気になっているのが、多頭飼育の問題をある程度解決していった、その人が一人になってしまう、動物がいなくなってしまうと孤立が出てくるということです。社会福祉の概念から考えてしまうのですが、そういったときに、その後のアフターフォローやケアをどのように考えていけばよいのだろうということが、最近すごく気になっています。そのような意味では、動物がいなくなったらそこでおしまいなのか、といったところを考えていけたほうが、より広がるのかなと思います。動物を手放さない人たちが手放さない理由に、そのような将来の自分のイメージが見えているかもしれないということを、説得や話し合いの時に、イメージとして持っておいたほうがよいのかな、ということを考えています。これがアンケートの中でどう反映されるかという問題がありますが。

あと、(4)の課題の中で、設問 5 の「連携できる民間の動物病院が少ない」については、動物病院がどこまで周知されているのか、どのくらいの数があるか、それがどのくらい周知されているのかといったところで、どこかの質問項目に入れられないかと感じております。

○打越 それは、多頭飼育問題について、例えば、情報があつたら知らせて下さいということ、行政側から動物病院に周知しているかという意味ですか。

○佐藤 そうですね。例えば飼育者に、どの辺にどういう病院があるのかを周知できているのかといったところも、考えたりはするのですが。以上です。

○打越 福祉の観点からみると、どこに動物病院があるかを福祉担当者が知っているかは、自分がペットを飼っていれば知っているでしょうが、そうではないでしょうから、社会福祉側では、実は動物病院の所在を把握していないものだという情報で、貴重なご意見かと思えます。最後に横山委員、この前半の部分、(1)から(4)の自治体の体制の部分について、ご意見がおありでしょうか。

○横山 横山です。このアンケートの結果がどうなるかは大体予想できて、おそらく、すごく頑張っているところと、頑張っていない、全然見えていないところの二つに分かれると思います。それで、なぜそれらが分かれたのか、ということが知りたいわけですね。ものすごく丁寧に書いてくる自治体と、適当に書いてくる自治体に分かれるに違いないと思っていて、あまりおもしろくないんですね。

知りたいのは、例えばゴミ屋敷をどのくらいその自治体でケアしているのかということです。イメージとしては、ゴミ屋敷 100 くらいに多頭飼育 1 だとしたら、ゴミ屋敷 99 のものすごくやっている自治体が、多頭飼育のほうにも行けるのであればそれでもよいし、その辺りの知識が全くなくて、これだけやっても重箱の隅をつついた感じがします。ゴミ屋敷よりも、ものすごく対応をしているところだったら、少し変化させていければよいのか、その知識が我々に全くないというのが、このアンケートの怖いところというか、や

や一方的になっているところではないでしょうか。偶然動物が好きな人がゴミ屋敷に関わっていてやっているのかという、その偶然がいやなんです。ある時には動物が好きな人がいたから動いた、ある時はいなかったから動かなかったということにならないように持って行ってほしいなと思います。だからその地域で、よく似たゴミ屋敷という問題に積極的に取り組んでいるのかいないのかがわかれば、より何か見えてくるものがあるのではないかと思います。

○打越 ありがとうございます。他に委員の中から追加でご意見がある方はおられませんでしょうか。私のほうからも、山ほど自分で準備してきているので発言したいのですが、よろしいですか。自治体の行政体制ということですので、いくつか意見を言わせて頂きたいと思います。まず横山委員のゴミ屋敷等もやっているか、偶然ではなくてきちんとした体制を、というお話があったときに、実は、この実施体制アンケートの悩ましい点が、回答部局が動物愛護部局になっていることなんですね。動物愛護の担当部局は現在、都道府県と政令市と中核市だけがありますが、ゴミ屋敷、ゴミの問題、生活廃棄物一般の問題になりますと、一般市町村や広域連合等が関わってきて、自治体の組織としてまず違うので、そもそも連携しているのか、アンケートの対象をどうするのかというところが悩ましいと感じています。

それがまず端的に出るのが3ページの(3)で、どれくらい連絡体制を整備しているのかという、項目3、4ですけれども、社会福祉協議会や民生委員と自治体の動物愛護管理行政の部局が連絡をとりあうということは、まずないと思います。組織も違うし、系列も違うしということで、必ず間に地域福祉の担当者あるいは保健所の保健師等が入ってくると思われますので、この3つ目と4つ目の項目について、動物愛護担当部局に連携がとれているかというところも苦しくなる。だから、地域福祉関係部局をどうこの中に入れ込んでいくかという検討が必要になるかなと思います。それとともに、今お伝えしたとおり、一般市町村との連携がどのくらいできているかを項目として確実に入れなくてはいけない。要は社協、民生委員の前に、まずは一般市町村という言葉で連携体制として入れていかなければいけないかなと感じていますので、ここは選択肢も含めて精査が必要です。

先ほど、一般の動物病院と獣医師会の話が出てきましたが、基本的には獣医師会と動物病院を分離すべきかどうか悩ましいところであり、佐伯委員がおっしゃったとおり、個々の動物病院で協力するという場合には、実は個性的なというか、非常に安価な不妊去勢手術をボランティアでやっている、但しそういうボランティアで、一匹狼でやる場合には地元の獣医師会に関わっているとは限らないという、獣医師会の中での複雑な構造があると思います。そういう意味では、4ページの6、7、9で、動物愛護ボランティアの中に獣医師資格を持っている方が入っていて、不妊去勢の手術をボランティアでやっているという場合もあり、6、7、9をどう区分するのかしないのか、明確に線引きできるものではないと思うので、少し例示等を入れていかななくてはならないかなと思っています。

それから、各委員からもご意見があった、5ページ目の設問15、16の「早い段階での

不妊去勢手術」について、私がこの「早い段階」というのを読んだ時は、ペットの年齢とか週齢とかいう話ではなくて、飼育をし始めてまだ一頭二頭の段階のうちという意味だと思って読んでいましたので、委員によって「早い段階」という言葉の読み方がこれだけ違うなら、表現を精査しなければいけないなと感じました。できれば自治体で、自前で不妊去勢手術ができるか、それだけの愛護センター等の設備とか人員スキルをもっているかというところも聞きたいな、とは思っています。

この不妊去勢手術に関しては、動物救護という観点から多くの方からご指摘を受けるところなのですが、多頭飼育がゴミ屋敷と大きく違うのは、ゴミ屋敷、持ち主の方にはゴミとってはいけないのですが、ご本人が持ってこない限り食べものや衣類は増えませんが、犬や猫の場合は、ご本人がたとえ持って来なくても、不妊去勢手術をしていないと、ただそれだけで半年の間に2頭が7頭や8頭になって、1年もたてば20頭30頭になると、これが違うと思っています。もちろん、ペットも勝手に持ってきてしまう、どこかで保護した子を拾ってきてしまうとか、譲渡団体から家庭内の事情をきちんと言わないままもらってきてしまうという形で、自分で保護して更に増えるというものがありますが、やはり自動的に増えていく、しかもすごいスピードで増えていくという問題を考えると、不妊去勢手術についての的確に、各自治体がどう対応しているかを聞き出す、あるいはやっているところがあれば、その取組を聞き出すというのが大事になってくるかなと思います。

設問17で吉岩委員から意見があった、行政幹部、地方議員への説明・協力依頼というものも、個々のケースについてという話になれば、市長や知事に説明することはあり得ないと思いますが、現在、地域の中で多頭飼育が問題になっていて、それは例えば社会的孤立の問題があって、単純に行政が引き取ればよいというものでもなく、また、殺処分云々に関しても非常にセンシティブな課題なんだということを、ある程度上層部や動物愛護に興味のある議員が構造的に理解してくれていれば、いざ案件が出たときに対処しやすいのではないかと思います。個々の案件で協力依頼と書いてあるのか、それとも全体構造を常日ごろから上層部にある程度、要は動物の問題だということどうしても周辺的な課題としてあまり聞いてもらえないかもしれませんが、社会的孤立の一つの大きな現れなんだという形でお伝えできるか、というのも大事なかなと感じました。

設問19の「不適正な多頭飼育者へのメンタルケア」は佐藤委員のほうからアフターフォローまで含めてというお話がありましたが、一体メンタルケアとは何ぞやと。実は、この項目は、自分が研究論文で選択肢をつくっていたので、自己責任ではあるのですが、ここまで話が具体化してくれば、精神科医とかカウンセラーへのつなぎをしているのか、それとも保健師や生活保護のケースワーカーや民生委員とのつなぎをしているのか、あるいは生活改善に向けた困窮者の自立支援法対応の部局につないでいるのか、それによってメンタルケアとだけ言うのではないバリエーションがあると思います。そこはやはり整理したほうが、分けたほうがよいかもしれないなと思います。でもそうすると、連携している項目を増やすことになる。精神科医と話をしているかとか、生活困窮者自立支援法の担当部

局に連絡しているか、という話になるので、変わってくるかもしれません。

設問 21、「都道府県のみ回答をお願いします」という、市町村に研修しているかという質問ですが、政令指定都市になると行政区があり、行政区ごとに保健福祉センターのようなものを、窓口もっているので、そこには獣医師はいないことが多いと思います。したがって、そこに情報提供しているかという点では、政令市も実は聞いてもよいかと思います。

(4)の課題も、7 つだけでは済まないわけで、予算とか人員が足りないとか、あるいは専門的な知識やノウハウが職員の中に蓄積されていないとか、法令が不明瞭、ネグレクトであるとか多頭飼育とは何だという線引きは法令がないというものあるかもしれませんし、クレームに振り回されて対応するのが怖いとか、時間が割けないというものあるでしょうから、(4)の課題については、もっと出していくべきかと思います。それを出せば、先ほどの横山委員がおっしゃった二極分解することが予想される、進まないほうはどういうことなのか、というのが、偶然だけではないさまざまな事情をあぶり出せるかなと思っていますので、精査して頂きたいと思いました。

前半の自治体部局のところは自分の専門なので、細かいところまで徹底質問させて頂きました。委員の方、追加はないでしょうか。いかがでしょうか。

とりあえず先に進んで、今は自治体の体制についてのアンケートでしたが、次に Q2 の、具体的に多頭飼育の問題になっている案件について、各自治体から情報を引き出すための調査項目について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○(事務局) では、個別事例 Q2 に関するアンケートの素案について説明いたします。二本柱の二つ目の、個別事例を自治体に聞くという設問となっております。個別事例の収集方法に関しては、これも後ほど、委員の先生と議論させていただきたいと思いますが、例えば何件事例を出すのかということと、対象となる期間について、案として例にあげたのが過去 5 年以内、2015 年 4 月から現在までに発生したもの、過去 5 年より前に発生し直近 5 年以内に問題が継続していることが確認された事例も含む、事例の選定にあたり、事例の終結か継続かは問わない、といったような条件を付けて期間を設定するということが一つあります。もう一つの大きい問題としては、どういった事例を抽出するのか、そのための基準をどうするのかということ、後程検討させていただきたいと思います。例えば、より頭数が多い事例、より解決が困難である事例、解決に時間を要した事例、長期にわたり継続している事例、または 20 代、40 代、50 代、60 代といった世代別に見た事例、あるいは持家や借家、公営住宅など居住環境による事例といったような基準を設けて、抽出していただきたいと思います。

次に、個別事例に関する実態の設問について簡単に説明します。「(1) 基本情報」としては、1) 最初の情報把握の年度、2) 最初の情報把握から解決までの期間、3) 飼い主の性別、4) 飼い主の年代、5) 同居家族の有無、6) 地域性、7) 最初の情報探知がどこから来たのか、8) 飼い主の解決の経緯、9) 動物の解決の経緯、についての設問です。「(2) 周辺環境・近隣

住民の様子」では、該当する項目に関して、はい・いいえ・不明に分けて聞いております。

「(3) 飼い主の様子」については、飼い主が不適正な多頭飼育に陥った経緯・時期について、(ア)～(エ)まで選択肢を設けて聞いております。「2) 飼い主の生活の状況」に関しては、(ア)～(ノ)まで選択肢をあげて、はい・いいえ・不明で聞いております。

(4) は、「セルフ・ネグレクトチェック項目」ということで、セルフ・ネグレクトに該当しているようなものがあるか、1)～14)まで全ての項目に、はい・いいえ・不明で回答していただく設問です。(5) 動物の様子に関しても、1)～14)について、はい・いいえ・不明で回答をしていただきます。(6) 関与する民間団体の様子に関して、1)～11)の項目を設けております。(7) 行政側の課題・対応・対応策に関しては、1)～4)の項目を設けております。

○打越 ありがとうございます。私のほうから意図を確認させて頂きたいのですが、全国の自治体に多頭飼育の問題事案を出して下さいと言えば、数も相当になるでしょうし、また、潜在的で気が付いていない事案などもあつたりすると思うので、それを全部探し出してこいと言われると、自治体の担当者はパンクしてしまうから、件数は5つくらいお願いするという意図ですよね。但し、5つくらいの件数の情報を提供してもらうにしても、事例を抽出する基準、本当に苦労したものを抽出してくださいというふうにお願いするのか、それとも飼い主の年齢にバリエーションがあるように事案を出してくださいというのか、そこを考えなければいけないのですよね。

とはいえ、件数を絞る代わりに、今までであれば自由記述欄が大きくて、そこにあれこれ経緯を書いて下さいと、手書きでいっぱい書いてもらったような資料は、虐待事例集などでおそらく環境省が多分持っているんですよ。だから、単に自由記述欄にいっぱい書いて下さいというような調査ではなくて、最初からこれが該当するか否かを、一つのケースにつきチェックをしてもらう、そしてわからないものは不明のままでよいけれども、これは該当する・しないというものを、手書きで自由回答しなくてよい代わりに、事務局側で細かい項目を挙げて、これをチェックしていってもらう。そういうアンケートだということ、趣旨はよろしいですか。

この個々の項目について、多頭飼育問題において現場でみられる特徴であるとかそういったものを、生活環境の観点から、あるいは飼い主の生活の観点やあるいはその動物の状況はどうなっているか、あるいは近隣の住民や関係団体がどのような状況であったかというのを、逆にこちらが項目を出せば、もれなく情報を出してくれることになると思いますので、この項目を精査していくという議論の流れになると思います。現在、多分これを全部足すと70項目か80項目くらいあるところだと思いますが、これを全て担当者、例えば私がいる長野県であれば長野県の担当者なり、あるいは当時担当した人なりに配って、80項目チェックしてもらうのか、もう少し数を絞れないのか、あるいは逆にこういうところを聞いておいたほうがよいというものもあるかもしれませんし、この表現は不適切だと思うものもあるかもしれませんので、個々の項目についてご意見を各委員から頂戴してい

きたいと思います。ちょっと頭の中を整理して頂いて、先ほどの順と逆に指名して、ご意見を聞いていきたいと思います。

環境省の調査のやり方として、本当にこれは珍しいと思うんですよね。今まではとにかく質問の項目も統一感はなく、自由回答欄が多かったというものを、全部逆にこちら側から項目を挙げることで、もれなく情報を収集するということなのですけども。これを各自治体に聞いていくということに関してのご意見を、横山委員からいかがでしょうか。追加でも、これは削ってもよさそうだと、あるいはこれは表現が不適切だということでも結構です。

○横山 プライバシーをどのくらいまで書いてよいのかというのがよくわからないのですね。生活保護を受けているとか、前科などの問題などももし書けるのだとしたら、医療あるいは法律、教育の中で、ひっかかってきたことが今までないかが聞きたいところです。つまり、どこで介入できたのかを最後に見たいんです。一番よい介入地点がどこだったかということが見られるようなアンケートがあればよいとは思いますが、そのためには、例えば若い人だったら一人暮らしになって急にこういうことが起こり始めた、健常者なら会社に勤めていたのに突然消えるようになって、そのあと奥さんがいなくなって、こういうことが起こり始めたとか、後の治療などにつながるようなアンケートが、私としては欲しいところです。どの辺りまで聞けるかわからないですが、例えば医療上で問題があった、法律上の問題があった、教育上の問題があったなど、聞けるかどうかの一つ大事だと思います。つまりこれを漫然ととるのか、特徴をみるのか、次のステップに活かすのかどうかということが、私にとってはすごく重要なところです。

○打越 ありがとうございます。担当のほうはわからなければ、不明という答えを書いてくると思いますが、こういう項目になっていると、個人情報としてはもうわからないんですね。誰の情報だという話ではなく項目チェックですので、個人情報保護という話にひっかかるとは限らないので。可能であれば医療、法律、教育で、どのタイミングで介入できたか、次のステップに活かしたいという横山委員のご意見はもっともだと思います。可能であるかどうかは別として、事務局は真剣に受け止めて頂きたいと思います。

次、佐藤委員いかがですか。いくつ指摘して頂いても構いませんので。

○佐藤 いろいろ申し上げたいことがあります。その前に、前提としてこのアンケートがどこを目指していくのかというところでは、横山委員からもありましたが、発見力と解決力というところを考えていければなと思います。その発見すべきポイント、発見できたポイントといったところでは、基本情報の中にはありませんが、最初の情報探知で、誰から入ってきたかもあります。その探知のきっかけとなった出来事が何だったのかというところはあったほうがよいのかなというふうに捉えています。

例えば、本人が長期不在になってしまうという時がありますが、逮捕であったり死亡であったりとか、そういったことも書いてありますね。高齢による施設入所や、医療機関への入院など、どういうきっかけで長期不在になったのかや、災害によって多頭飼育が発覚

したなど、そのようなことも情報としてあったほうがよいと思います。もしくは、探知のきっかけの中に入るのですが、通報レベルのものだったのか、当然死亡も入りますし、苦情からも入ってきますし、もしくは本人申告でも入ってきますので、そういったところがあるとよいと感じています。入口がどこにあるのかを、しっかりアンケートの中で押さえていきたいというところがあります。

あとは、それに対して解決していく場面ですよね。各自治体、各支援の方がどれだけインフォーマルな対応をしなければならなかったのかを知りたいと思っています。例えば、通常のやり方がいろいろとあるとは思いますが、通常のやり方では対応しきれないことが、私たちが支援していてよくあります。例えば、動物をどこにも預かって頂けない場合の対応をどのようにしたのか、そこが苦労しているポイントなのかなど。もちろん動物を預かろうとする説得の場面であったり、話し合いの場面であったり、そういったところも苦労する場面ではあるのですが、いざ動物を引き受けようとしたときに、どのような苦労が出てくるのか、アンケートの中に反映されるとよいのかなと考えています。

あとは、重複する内容が多いので、そこはひとまとめでもよいのかなと思います。狙いを絞っていければ、かなり重複するところを絞り込んでいってもよいのかなと思っています。例えば「屋外から悪臭がする」と「室内から悪臭がする」は、分かれている必要があるのか。室内からの悪臭が外にも臭っているということなら、屋外でも悪臭がしていることにもなり得るので、そういった絞り込みができると思います。

また、住居のところで気になったのが、賃貸の住宅なのか、一戸建てなのかというところがわかればよいと感じています。もちろん、小規模なのか大規模なのかというのもあったほうがよいのでしょうけれども、どちらかという借りているものか、自分で所有しているものかわかるとよいと感じております。

あとは、飼い主の様子のところ、2ページの2)の「飼い主の生活の状況」で、経済的に困窮している、生活保護を受けている、これも一つの項目にまとめてもよいのかなと考えております。困窮または生活保護を受けている、という表現でもよいのかなと考えております。あとは、「(ク) 高血圧や心疾患など身体的な病気を抱えている (いた)」について、ここも高齢の方であればほとんど高血圧みたいなどころもあつたりすると思いますし、心疾患もあるというところで、項目として何を意図しているものなのかを考えると、そこも精査の対象となっていくのかなと思っています。

いろいろ言っていくとかなり細かく言わなければならないものですから、まとめて言わせて頂きますと、担当者レベルでの主観がありますので、主観で左右されてしまいやすい質問は少なくしたほうがよいと感じております。例えば、セルフ・ネグレクトというところに入るのではないかと思うのですが、「家屋内でカビが発生している」というのは、どの程度で「カビが発生している」と認識するのかというのがあると思います。あとは、爪が伸び放題、体から悪臭がする、全裸に近い状態にいるというのも、人による捉え方によってちょっと変わってくるのではないかなと考えています。

また、わかりにくい部分があると感じられたのは、「(6)関与する民間団体の様子」の「3)地域コミュニティ全体の関係が希薄である(あった)」と「4)地域コミュニティ全体のつながりが強い地域である(あった)」で、ここは何を目指している質問なのか、要するにその課題に対して協力的であったか、もしくは協力的な地域なのかということをつまみとっているのかなということが伺えますので、そういう意図がわかるような質問項目にして頂いたほうがよいと思います。地域全体のコミュニティが希薄であると言われてもちょっとピンとこないところが正直ありましたので、「解決に向けて地域住民が関わった」という風に、スパッと聞いてしまったほうが、まだ分かりやすいのかなと感じています。

○打越 ありがとうございます。確かに重複しているところを整理し、意図に応じて言葉遣いも少し明確にしたほうがよいというのは、おっしゃるとおりだと感じました。ちなみに、セルフ・ネグレクトのチェック項目というところに、横に(岸7.) (岸8.)と書いてありますけれども、これは、本日ご欠席の岸委員が、全国の保健師等と共に10年間かけて、セルフ・ネグレクトと言われる人たちの生活状況を改善するための自治体のチェック項目をお作りになっていて、そのうち多頭飼育にもしかしたらかわりがあるのかなというものを引いてきているものです。今日岸委員がおられないのが残念ですが、飼い主の状況についてなるべく項目を入れようというようなことで、入れているところです。但し、担当者によって主観的に大きくぶれてしまうというのであれば、精査していく必要があると感じました。次は佐伯委員よろしくお願ひします。

○佐伯 Q2のところを補足させて頂きたいと思います。先ほどの獣医師の、動物病院がどこにあるかという話に関連するのですが、獣医師の管轄というのは農水省と環境省と厚労省との3つに跨っています。それが地方行政にも投射されている状況で、動物病院の開設届は、都道府県の農林部局に提出されますので、都道府県は動物病院の立地を把握しています。あと、ゴミ屋敷との関連で言うと、動物愛護センターがどういう位置づけで、どこの部局にくっついているかというのは、各行政によって違うと思いますが、例えば生活衛生課などにくっついている場合には、ゴミ対応と連携している場合もありますので、そういった情報を把握できている部署に、もしかすると回答をされる方がいらっしゃるという可能性があるのかなと思います。職域が環境衛生とか、公衆衛生にも獣医師が跨っているので、地方によって違うのだと思いますが、そういう項目を設けられてもよいのかなと思いました。

Q2になりますが、動物関係では私だけが委員で入っていますので、主に(5)「動物の様子」と(1)「基本情報」のところについてコメントします。先ほど佐藤委員のほうからお話がありましたように、「(1)基本情報」にある探知できたきっかけになるような出来事というのは、私もその情報が欲しいと思います。また、最初の情報探知のところ、特に今回、獣医師の虐待に関する通報義務化もありますし、動物病院なり獣医師なりを入れて頂けたらと思います。どういうところが想定されているかといいますと、多頭飼育のお宅というのは二つありまして、施設というか、たくさん飼っているところに往診に来てくれと言われ

で行ってみると、えらいことになっているというケースもありますし、非常に状態が悪い動物を入れ代わり立ち代わり連れて来られるようなケースもあって、ちょっとおかしいなと思われる場合もありますので、動物病院や獣医師から行政に相談があるというケースもあるとは思いますが。

あとは、「(5)動物の様子」のところは、私が主に担当するところだと思いますので、ここでは何を調査したいかということ考えたのですが、一つは動物の飼育の状況だろうというのと、もう一つはこの言葉、用語としてここで扱うかどうかは難しいのですが、いわゆるアニマルホーダーということ考えたときに、ホーダーなのかどうか、ホーダーというような気質をどの程度その方が持っているという評価になるのか、という二面があるのかなと思いました。最初の質問で10頭以上飼育しているとか、30頭というのが、どうしてこの基準なのかわかりませんが、たくさん飼っているということですね。10、30、そのあとが多頭になっているのですが、この辺の分類がこれでよいのかどうかというのと、先ほどと一緒に、例えば犬と猫が両方いたと聞いたのであれば、その他の動物も入れたほうがよいのかなというのと、これも佐藤委員と同じような感じなのですが、「糞尿を適切に片づけていない」「皮膚炎や病気が発生している」「動物に寄生虫がいる」とかいろいろありますが、今回ここまで聞く意味があるのかどうか。「置き去りにされている」などもそうですが、例えば、そこまですると大雑把になりすぎるかもしれませんが、「適切な管理が行われていない」という表現で、だいたい片づけられてしまうところもあるかもしれません。細かく言うのであれば、寄生虫がいたという場合も、外部寄生虫、つまりノミとかダニとかそういう外部寄生虫を指しているのか、条虫とか回虫とか内部寄生虫を指しているのか、そういうことになってしまいますし、皮膚炎にしてもいろいろな皮膚炎がありますので、そこまで聞く必要があるのかということになってくるかと思えます。

それ以外にももし、この部分で動物の管理状態を問うのであれば、今申し上げましたように栄養状態の評価であるとか、管理状況そのものを聞くだけで、行政に携わっている方には理解していただけるのではないかと思います。もしホーダーという気質を持たれているかどうかを評価したいのであれば、よくあることですが、動物の死体が放置されていたり、場合によっては動物の遺体を冷蔵庫などに保管していたりするケースがホーダーには目立ちます。または特定の動物に対して非常に執着心があるかなど、ここは特定の動物ということが大事なのですが、動物全般ではなく特定の動物、かなり好みの動物とそうでない動物というのが分かれるような気質を持たれる方がいらっしゃるのと、そういったところを入れたほうが、先ほど申し上げたように、動物の飼育状態の評価と、その方が動物に対してのホーダー的な気質がおありだったかというのを評価する点では、よいのではないかと思います。

○打越 さすがでございます。ありがとうございます。このように細かい項目を事務局がたたき台で出してくれたからこそ、多頭飼育の問題をかたまりで議論するのではなくて、様々な情報を出さなくてはいけないということがあぶり出されてきているところだと思う

ので、事務局としてみれば宿題がづらいところかもしれませんが、この調子で他の委員の声も聞いていきたいと思います。吉岩委員、全体を通していかがでしょうか。

○吉岩 もうほとんど先生方が言って下さった内容でごもつともだと思います。私のほうからは、やはり探知の状況がどうだったのかは知りたいと思っています。多頭の崩壊が起きたときに、それをどうしましょうかとみんなで対応することは大切なのですが、やはり基本はどうやったら未然に防げるかというところで、どうやって早く探知をして、早く指導につなげるか、いわゆる予防のところが大事かと思っていますので、その探知について苦情とか通報とかいうのであれば、誰から来たのか、獣医でもよいし、町のおせっかいおばちゃんでもいいですし、民生委員でもよいですし、そういうところを聞くと、逆に私どもがこれからどういう方々を通じてこういうことを広報していけばいいかというヒントにもつながっていくのかなと思います。

あとは、項目の数が多いかなという話がありましたが、記述ではなく、項目を出して頂いていて、各自治体事例を 5 件以内ということであれば、チェックしていただけないので、項目の数もそれほど嫌がられることはないのかな、と個人的には思います。

○打越 ありがとうございます。もちろん、自由記述欄は、この後それぞれのところに入れていく形になると思いますが、なるべく項目を挙げてチェックしてもらう方法であれば、さほど負担にはならない、しかもケースも 5 件程度に絞るのであればということで、各自治体からみればどの 5 件を選ぶのかというのが課題になってくる。とはいえ、125 自治体から集まってくれば、5 件ずつだとしても、各自治体からそれぞれかなりいろいろな情報が入ってくると思います。それでは、その 5 件をどんなふうを選んでいくのがよいだろうかというのもお聞きしたいと思います。今度は普通に順番に、吉岩委員からお願いできますか。

○吉岩 各自治体、例えば犬のフンの苦情ほどの数があるわけではなく、それほどの選択肢の中から選ぶことはできないと思うので、把握しているものを出してくださいと言わないと、出しづらくなってしまふのかなと思います。

○打越 確かにそうかもしれませんね。把握しているところで、という聞き方があるのかもしれませんがけれども、例えば大都市部の、東京都だったりすると、それこそ数が多いので、どうしたらよいかという声も出るかもしれません。その辺も含めて佐伯委員いかがでしょうか。

○佐伯 私も同じように考えます。ここはあまり条件を設けなくても、状況がいろいろと違うので、政令市や中核市を含めるとなるとより細かくなっていきますし、多頭飼育といっても全く普通の方の場合もあれば、医療に関係しているところもあるかもしれないなど、いろいろありますので。あとは、人口規模によっても事情が異なると思いますので、それは行政のほうにお任せしたほうがよいのではないかと思います。

○打越 では、横山委員。

○横山 多頭飼育やゴミ屋敷の問題は、一人の考えが局限化されていくということに関し

ては、そんなにおかしくないことだと思いますが、難しいのは多人数が関わっているケースもあることです。つまり、ゴミ屋敷になりそうになったら、奥さんが掃除したりご主人が掃除したり、子供がいたら子供に迷惑がかからないようにするなど、誰かがストップをかけるから表に出ない。どうにかなっているケースはあるのですが、私はどちらかというところ、多人数が関わっているのにこれが起こったケースを知りたい。おじいちゃん、おばあちゃんをめぐるケースがあるかもしれませんし、中には夫婦と小学生ぐらいの子供なのに多頭飼育のケースがあったり、そういうケースであれば子供に迷惑がかかるし、病気にもかかりやすくなるでしょう。複雑になると思います。向こうは家族で関わってきますから。一人だったら対応が一になり、一人はなんとなく考えやすいのですが、多人数が関わってくるケースを知りたい。例えば、父母と子供が小学生の家族で、犬はボロボロでも子供はきちんとしている、もしくは犬はきちんとしているが子供はボロボロの服を着ているとか、そういうケースがどうなっているのかを知りたいところではあります。

○打越 ありがとうございます。要は自治体に任せるというケースもありますし、こういう特異なケースだったらぜひ寄せてほしいというリクエストも伝えておくというのも手なのかなと感じました。家族が大勢いるのに問題が起きる場合ということですね。続きまして、佐藤委員としては各自治体にどうリクエストなさいますか。

○佐藤 アンケート素案の1.(3)で、事例を抽出する基準を書いているので、ここを絞り込んでいくというような形というのが一番望ましいのかもしれないですけども、私自身として一番知りたいのは、各ケースの解決に向かう場面で、どのように連携ができていったのかということ、ケースとして捉えていければと考えています。というのは、皆さんもご存知のとおり、一機関だけで解決できるような問題ではないものですから、やはり連携を目指した、横つなぎをつくる意味合いで、このような検討会をつくられていると思いますので、そこをベースにした上でのケースの抽出というところを目指していければと思います。

○打越 ありがとうございます。要は多機関連携、多職種連携をして解決できたものがあるれば、というご意見だと思います。先ほど佐藤委員から、インフォーマルな対応をして解決したものがあるはず、というご意見があったかと思いますが、自由記述欄のところにもそういうことは書いてもらうことになると思いますが、実はそのインフォーマルな対応が、大きな解決の糸口になるというのはあったりするのではないかなと思います。

例えば、近所のものすごくお金持ちの方が手厚く支援してくれたとか、たまたま人の話を聞くのがうまい方がいて、間をコーディネートして下さったとか、実はそういう小さなコツというか、インフォーマルな糸口というのを探すのも大事になると思いますので、自由記述欄と共に、関係者の工夫で乗り越えた事案があれば、というのをリクエストするのもありかもしれません。私のほうも言いたいことがたくさんあったのですが、後で事務局に伝えることにしまして、いずれにせよこれだけ項目を出すと、多頭飼育問題について中央省庁レベルでこれだけ踏み込んだ議論ができるんだなと思っています。それを全国の自

自治体を巻き込みながら情報抽出していく。今後場合によってはメールなり、相当事務局とやりとりしていくことが必要になるかなとは感じています。

(4) ケーススタディの実施について

○打越 それでは時間がおしてありますが、議題(4)で、自治体で何らかの対応をモデル的に行って、その取組について環境省によせてくださっている三つの自治体が、どんなことをやっているのかを事務局から説明し、そこからまた活かす情報を抽出していきたいと思えます。

○(事務局) 自治体の取組におけるケーススタディの実施概要として、資料4の説明をさせていただきます。資料4の1ページが、ケーススタディの実施概要で全体像を示したものになります。2~4ページが川崎市、長野県、新潟県に関する連携の事例と課題ということでまとめました。最後のページが各自治体の犬猫の引き取り・返還・譲渡・殺処分数を参考基礎情報として載せております。最初のページの全体像ですが、ケーススタディを実施する目的としては、自治体における多頭飼育問題への対応状況の実態を把握するというので、その際に、先ほど環境省から説明があったとおり、周辺の環境改善、動物虐待の改善、飼い主への支援という三つの観点を留意しながら、社会福祉施策との連携の取組を横軸にとらえて、ケースを考えたいと思っております。

事例の分析の方向性ですが、この三つの自治体に関しては、先進的というよりは、連携を模索している、現在取り組み始めている事例ということでとらえています。川崎市に関しては、特に予防策(早期発見・対応)のための効果的なアプローチを現在模索しているということで、関連部署・機関との連携に対するプロセスや留意していた点について、特に福祉部局といった、常に忙しい部局の方々にどのようにアプローチしていったのか、どこに注意してアプローチをするべきなのかといったようなプロセスを丁寧に記録する、ということ考えたケースにしたいと思っております。また、川崎市は、独自の調査を行い、特に社会福祉施策との連携を最初から考えていたというよりは、もちろん考えてはいましたが、客観的に調査を行い、データで結果を示し、やはり社会福祉施策との連携が必要だということを示し、連携の必要性を示した事例になっております。

長野県に関しては、やはり予防策のための効果的なアプローチの模索ではありますが、県と、実際の福祉の主体にあたる市町村との連携の場をつくるということに取り組んでいる事例になります。また、既存の多頭飼育問題事例のモデルケースに基づいて、ワークショップ等を今後実施するというので、こういった事例を書いていくということになります。新潟県に関しては、県内に発生した多頭飼育事例を記録されておりますので、そういった情報を得ながら2~3件程度を深掘りしていくことを想定しております。

次に2ページを詳しく見ていきます。四つの項目について、各自治体でまとめました。一番上が、行政の基礎情報で基礎的な資料になります。行政の体制は、前回の検討会でも

説明しましたが、川崎市は、市・区とも動物部局と福祉部局の上部部局が同じになっているのが特徴です。多頭飼育関係の取組としては、平成 27 年度から多頭飼育対策の検討会を設置して、同じく平成 27 年に、衛生課関係職員、地域包括支援センター職員、近隣自治体むけの研修会を実施しております。その後、地域包括支援センターの所長会議内で、ペット飼育の基本事項を動物部局の方が講義をされたり、福祉関係部署も忙しいことから、無理のない範囲で協力を仰ぎながら飼育に関する基本を普及する施策を模索し、『ペットと暮らす「さしすせそ」』というチラシを作成し、回覧板での回覧などを行っております。平成 30 年 11 月には、1 か月間にわたる適正飼養キャンペーンを実施し、ペットの適切な飼育方法の普及啓発を行っております。川崎市の特徴は、住宅密集地における室内飼育による多頭飼育の事例が多いということがあげられます。現在の取組としては、市内全 7 区でアンケート調査を実施しており、『ペットと暮らす「さしすせそ」』のようなチラシを誰を対象に配ればよいのか、より効果的なのかということ調べるためにアンケート調査を実施しております。

次に、長野県の事例です。長野県も左半分は基礎情報として載せております。先ほどのように行政の体制としては、県と市との連携の場を作ることを模索しております。右側の多頭飼育関係の取組としては、勉強会、研修、協議会、パンフレットの作成等も行っております。長野県の特徴としては、福祉サービスの主体は市町村が基本で、県と市町村との連携の場を作っているところが特徴となっております。現在の取組としては、市町村環境部局（狂犬病予防法担当等）の職員とのワークショップを実施したり、今後、ケーススタディのモデル分析を行おうとしているところを、ケーススタディとしても取り扱いたいと思っております。その他、動物愛護フェスティバルにおける医師、社会福祉、動物分野の有識者の招へい及び多頭飼育崩壊に係るディスカッションを行ったり、動物愛護部局による社会福祉関係者研修会等での情報共有なども行っております。

次に、新潟県に関しても、最初は行政の基礎情報になります。新潟県も、行政の体制として、新潟県と、特に新潟県動物愛護センターが置かれている長岡市との連携が実際に既に行われているところであり、そういった連携をケースとしてあげたいと思います。右側の多頭飼育関係の取組としては、この動物愛護センターにて、特に猫の多頭飼育者に関する調査分析を実施しています。最後のページの犬猫の引き取り数、処分数の数字からみても、新潟県では猫の引き取りが多いということが特徴となっております。また、多頭飼育関係の取組の欄の一番下を書いてあるとおり、新潟県の特徴としては、戸建て・屋外における不適正な猫の多頭飼育の事例の対応が中心になっているということが、他の自治体との違いとなっております。現在の取組としては、愛護センターと長岡市役所の連携によって、猫の多頭飼育対策を行っており、実際に連携により解決した事例もございます。

ということで、こういった取組に関しての事例を各自治体から情報を得ながらケースとしてまとめて、最終的にはガイドラインの中でコラム又は事例というかたちで、取りまとめたいと考えております。

○打越 ありがとうございます。集中力を保つのも大変ですが、この資料 4 の、三つの自治体の取組に関してご意見、ご感想、あるいは、もう少しこういったことをやっているか、各自治体から聞き出してほしいといったことを、委員にお聞きしたいと思います。少し見ていただいて、どなたからでも結構ですので、この後ご意見を頂戴しようと思います。少し、川崎市と長野県と新潟県のそれぞれが重点を置いているやり方や、どこから入っているかが違いますので、見直してみてください。

それでは、川崎市、長野県、新潟県について何かあれば、ご意見いただけますでしょうか。

○佐藤 2 ページの川崎市は進んでいると感じるのですが、まずアンケートを実施されているというところで、以前、『ペットと暮らす「さしすせそ」』を使わせていただいたのですが、その中でも非常にわかりやすく表現されているということもあり、連携機関の中で共有できているという部分もあると思いますが、連携をしていく中で共通の課題がいろいろ出てくるかと思っています。例えば不妊手術や去勢手術までうまくもって行けないということが、どの程度あるのかということについて、情報収集ができているかどうかをお聞きしたいと思います。

○吉岩 すみませんが、ご期待にそえるような情報は、今はお出しするものがありません。少し話は変わってしまいますが、何故このアンケートをやっているかという、今までの話のように、社会福祉関係の部署と連携を取っていくことが非常に重要かと思っていますが、そこに話が入ってくる時には、すでに崩壊している、もしくは崩壊が始まっている段階です。そこに対処していくことも大切ですが、もっとその前に私どもが把握できなかったのか、それを言えばもっと前に知識があれば増やすこともなかったのではないか、それをどうすれば皆様に伝えていくことができるのかということで、『ペットと暮らす「さしすせそ」』という冊子を使い、いろんな会議に出て、重要性を説明しているところです。地域包括支援センターの会議等にも出て配りましたが、実際現場に出て活動されている方と会議に出ている方は別なので、もっと実際に現場に行っていたらの方に直接お話しをしたり、情報を取ったり、知識をお知らせしたりすることが必要だと思いました。

そうすると、どういうところがあるのかということで、もし皆様がそういったところに行ったときに動物のお話をするところがあるか、動物についての飼育の有無を知ることができるか、動物のことに関する相談先は区役所衛生課であることを知っているかといった内容のアンケートを行いました。そうすると、残念なことに、衛生課が動物に関する相談先だということがあまり認知されていなかったということが、例えばホームヘルパーの研修会などでは、そういった結果が出ているので、そういったところを中心的に出向いて行き、私どものいわゆる営業活動をしていけばよいと考えました。やみくもにやっても駄目なので、効果的にできないかと考えています。話を聞くだけでなく、アンケートを記入してもらうことによっても知識のすり込みができるということで、やっております。

○佐藤 どうもありがとうございます。私もまとまらない質問をしてしまったと思いまし

たが、そこをくんでいただき、本当に知りたかったのが、そのアンケートが、どのあたりまでを目的にされたアンケートだったのかというところを、うまく伝えられなかったのですが、そこは答えていただけたので非常に助かりました。ありがとうございます。

○打越 福祉部門の担当者にどこまでどのように情報を聞くか、伝えるかというところがポイントだと思います。他にご意見ありますでしょうか。

○佐伯 どれも先進的な取組をしているところの事例ばかりなので、どういったものがあるかってくるのか楽しみです。一つには人口などのいろんな情報がありますが、長野県と新潟県は県単位というところで、人口や人口密度という背景としても、そういった点を見ているのですが、動物の情報あまりなく、なかなか把握するのは難しいのだと思います。動物を飼育している世帯がどれくらいいるのか、飼育の形態がどうであるのかなど、新潟県では特徴として屋外・戸建ての飼育が多いといったことが書かれていますが、川崎市では事情が全く変わってくるかと思しますので、犬猫の飼育状況やどういった飼育形態をとっていることが多いのか、得にくい情報ではありますが、そういった情報がないと動物側の情報としては、これだけでは話が出来ないこともあるかと感じました。

○打越 ありがとうございます。多頭飼育に限らず、一般的にその地域の人達がどのような状況で動物を飼育しているかの傾向を少し整理してほしいというご意見だと思います。

○横山 直接関係がないかもしれませんが、こんな飼い方はしてはいけないと指導できる人は、まず売ると獣医で、この二か所でしかないと思うので、今回、売人に関して全く出てこないというのが不思議に思いますが、市場原理は諦めているのでしょうか。よくわかりません。最初から売人がもう少し注意して、あなたは飼ってはいけませんと言えばよい話なのではないでしょうか。それはどこかに書けないのでしょうか。

○打越 ありがとうございます。たぶん第一種業者のことであり、それとともに譲渡団体である第二種業者から、あるいは自治体の保健所から譲渡する、販売だけではなく譲渡する場合も含めて、こんなに飼えないでしょう、飼ってはだめでしょう、ときちんと伝えていく場面が、この調査に抜けているということですよ。

○横山 獣医もちゃんとそれを言っているのかと思います。獣医は動物がいてなんぼのものなので、飼うなどは言いにくいのではないかと思います。そこところが、ちゃんと言えているのかどうかと思います。多少収入が減っても、あなたは飼わない方がいいよと言えるくらいの何かがないと、状況が改善しないような気がします。

○打越 市場原理というのは、そういうところですね。これは、佐伯委員は答えにくいかもしれませんが、獣医師としてみれば、なんでも飼えばいいというものではないということ、きちんと言うべきではないかという話ですが、いかがでしょうか。

○佐伯 たしかに耳が痛い話です。私はどちらかというところ、飼い主にきつく言いすぎてしまい、病院はあまり流行っていないのですが、そこはおっしゃるとおり、特に獣医師の場合、人間の医師と違うところは、大きくいうとサービス業的なところもありますので、どこまできつく言えるのかというところはあります。獣医師法上では適切な飼育管理を指導

しなければいけないというところもありますので、確かに総じて言いますと、特に開業獣医師の全体では、そういった自覚が薄いという問題点はあると思います。多頭飼育の場合は必ずしも病院にまめに来ていただくような方とは限らないところや、ペットショップもそうですが、そういったところで購入して飼うというよりも、野良猫を拾ってしまったり、多頭飼育の家の中で繁殖してしまうということもありますので、獣医師が介入できるような状況であれば、たしかにおっしゃるとおり、もう少し早く探知できたり、指導もできるのですが、そういったところと少し離れたところに、こういった方がいらっしやり、費用的な問題もあるかと思いますが、病院にかかるとお金がかかるから行けないという経済的な問題などもあり、私達の手の届かないところで、こういった問題があるというのも一つだと思います。ご指摘はたしかにそのとおりのところもありますので、これは獣医師会としてきっちり啓発していかなければいけないと思います。ありがとうございます。

○打越 ありがとうございます。本当に率直なご回答であったと思います。

さて、時間が 3 時までですので、モデルの事例ケースに関しては、この三つの自治体を対象に今後も情報収集していくということで、もう一つの議題の「その他」がありますが、それについて事務局から何かありますでしょうか

(5) その他

○(事務局) 本日、特にアンケートのところで、何を指すのかということで、ご質問をいただいたことについて、一部お答えいたします。

個別事例の調査を通じて、自治体の対応状況を把握するのはもちろんのこと、最終的に作成するガイドラインの中に、自治体職員が活用することができるチェックシートを作りたいと考えており、今回アンケートで出している項目で使えそうなもの、有効なものは入れていきたいと考えております。そうしたやり方は社会福祉分野でセルフ・ネグレクトに対応される現場の方も行っているということでありまして、あるいは動物福祉の先進地と言われているイギリスなどの民間団体のインスペクター等も大いに活用しているということなので、ガイドラインに入れていきたいと考えております。

最後に参考資料ですが、前回より多少項目を加えておりますが、これも今回のアンケートに照らして、必要な言葉を入れていきたいと思っております。またその際に厚生労働省にいろいろ確認をいただく場面もあると思いますので、ご協力をお願いいたします。

○(事務局) 同じ事務局として、コメントと補足をいたします。

この検討会の目指すべき方向、ガイドラインの目的、その中でのアウトプットの一つであるチェックシート等についてご説明させていただきました。そのことから、先ほどから委員の皆様からいただいたご指摘やアドバイスの中でいくつかあるのは、まずはアンケートで何を知りたいのか、その意図をしっかりと明確化すること、それは、何が目指す目的なのかということから出てくると思います。まさにその一つとして、探知のきっかけを把

握するとよい、そのきっかけの内容を知ること、その対策につながるのではないか、というのは大変有難いご指摘ですし、また横山先生からもありました、アンケートにはその担当者の主観によるブレが生じるが、そのブレを少なくするにはどのように課題をとらえるか、何を知りたいかということがはっきりとすれば、どういう設問になるかも自ずと絞られる、もしくは考えが出てくると思います。そういう意味で、今回ご指摘をいただきました点について事務局の方でしっかりと意図を再確認し、全体をとおして精査し、改めてご意見をいただければと思っております。

それからもう一つ、横山先生のコメントに関し第1回の議論を踏まえた補足としてお伝えしますが、まさにご指摘いただいたように、アンケートを実施したとき、全国の自治体の中で担当者の認識の違いによるブレ、もしくはその事案をどのように捉えるかというところで、密度というか差が出てくる。必ずしも、しっかりとやっているところと、そうでないところというわけではないと思いますが、その点について、前回、岸先生からも、同じ意図から福祉部局へのアンケートを網羅的にお願いできると、より望ましいのではないかというコメントをいただいております。今回の対象は自治体の動物愛護部局に回答してもらうというところで、網羅的なアンケートは体制としてやりつつ、今回、抽出的なQ2というかたちで、その部分をクリアできないかということで、工夫をしていきたいと思っております。

この中で、横山先生より、ゴミ屋敷の対応をしている自治体のデータが、もしかすると重なり合うのではないか、というご示唆をいただいたのは、大変納得できるものでありまして、岸委員がおられるので、その辺りのデータとの重ね合わせというものの可能性としてあるのではないかと受け止めました。

いずれにしても、何を知りたいか、何をやろうとしているのかを明確にして進めるようにといういただいたご指摘を踏まえ対応してまいりたいと思っておりますので、これをもって、事務局からのコメントにかえさせていただきます。

○打越 ありがとうございます。こういうかたちで福祉との連携や、動物愛護管理行政に限らない、むしろ動物愛護管理行政のほうが自治体の業務の中では周辺の課題で、地域社会や福祉の問題とどれだけ連携できるかというのが大きな課題だと思います。今日は厚生労働省からオブザーバーとして担当者の方が来てくださっておりますので、もしよろしければ本日の会議の感想など一言あればいただけますでしょうか。

○馬上 今回、この検討会は社会福祉施策との連携がテーマでありまして、これまでそうした観点は、おそらくまだ具体的にはなかったところだと思いますので、まさに今回のアンケート等を通じて、連携すべき課題が明らかになっていくのを引き続き見守っていきたいと思います。

アンケートのところでは申しますと、今回は具体的にどういう事例を抽出するかというところを、自治体をお願いするという話があり、わりと大きな困難を抱えたような事例をなるべく抽出していただくという話でした。一方で、委員の先生方からもご指摘があったよ

うに、そもそもどういうきっかけがあったのかや、どういうところで早めに対処できたかというところを知りたいという話もあり、実際そこに福祉部局等の施策の出番もあるかと思しますので、今回仮に、比較的困難な事例、ある意味なかなか初期では解決できなかった事例が主に抽出されたときに、その中から、どうすれば防げたかという観点がうまく出てくればよいが、あまり出て来ないのであれば、もう少しその聞き方を工夫するということが必要なのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○打越 ありがとうございます。

それでは少し時間がオーバーしましたが、本日の議事はこれでよろしいでしょうか。その他に何かありますか。ないようですので、マイクを事務局にお返しいたします。

○（事務局） それでは、委員の皆様、ご多忙のところ長時間にわたりありがとうございました。また、打越座長におかれましては、円滑な議事の運営、活発な議論がいただけるファシリテート、大変ありがとうございました。

本日いただいた意見をふまえて、事務局の方でアンケート調査の内容等を精査し、また修正して委員の皆様とメール等で内容の確認をいただき、当初、スケジュールとして示した予定にそって実施していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に事務連絡ですが、説明の中でもありましたが、次回の検討会ですが、このアンケートを実施し、それを取りまとめ、できれば速報的にお伝えすることができる時期を勘案し、11～12月の開催を目標に準備をすすめていきたいと考えております。

以上をもちまして、本日の検討会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

以上